

平成28年度国民健康保険税

税率が改正されました

国税の計算方法

国民健康保険税は、医療分と支援金分（後期高齢者医療支援金分）と介護分（介護保険第2号被保険者が含まれる世帯）の合計金額となります。

平均保険税負担額は2・5%減

国民健康保険税の税率が次のとおり改正され、一人あたりの平均保険税負担額は昨年度と比べ2・5%減となりました。これは、国民健康保険被保険者の減少によるものです。

平成28年度 国民健康保険税の税率

	医療分		支援金分		介護分	
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
所得割	6.24%	6.24%	2.52%	2.52%	2.81%	1.85%
均等割	24,000円	24,000円	9,200円	9,200円	12,200円	9,200円
平等割	20,800円	20,800円	8,400円	8,400円	7,600円	5,400円
課税限度額	54万円 (2万円引上げ)		19万円 (2万円引上げ)		16万円 (据置き)	

1世帯及び1人あたりの平均保険税負担額（年額）

	医療分		支援金分		介護分		合計	
	1世帯	1人	1世帯	1人	1世帯	1人	1世帯	1人
28年度	110,732円	61,722円	43,460円	24,225円	30,174円	24,282円	168,534円	93,941円
27年度	111,500円	61,133円	43,368円	23,778円	40,612円	32,575円	175,850円	96,415円
増減額	-768円	589円	92円	447円	-10,438円	-8,293円	-7,316円	-2,474円
増減率	-0.7%	1.0%	0.2%	1.9%	-25.7%	-25.5%	-4.2%	-2.6%

軽減するため、国民健康保険特別会計の平成27年度繰越金から約1千7百万円を充当し、医療分、支援金分の税率は据置き、介護分の税率は引下げ、平均税負担額は減額となりました。

法定軽減対象の拡充と賦課限度額の引上げ

国民健康保険税は、おもに前年度の所得を基礎として算定されます。平成28年度から軽減対象となる所得要件が拡充され、より多くの人が軽減対象となります。また、国民健康保険税は賦課限度額が設けられており、所得が多い人でも賦課限度額以上は課税されません。今回の改正で賦課限度額が引き上げられ、より

一層の税負担の公平性が図られることとなります。

納付義務者と納付方法

国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主へ届けます。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、家族の中に国民健康保険被保険者がいる場合、世帯主が納税義務者となります。

納付方法は、年金天引きによる納付（特別徴収）、納付書による現金納付、口座振替による納付の3通りです。納税通知書を確認ください。

国民健康保険税モデルケース

世帯主 42歳（所得額 250万円）、妻 39歳（所得額 0円）
子 13歳（所得額 0円）、子 11歳（所得額 0円）

【医療分】

所得割額	217万円（250万円-33万円【基礎控除額】）× 6.24%	=	135,408円
均等割額	24,000円× 4人	=	96,000円
平等割額	20,800円× 1世帯	=	20,800円
合計	（100円未満切り捨て）252,200円		

【支援金分】

所得割額	217万円（250万円-33万円【基礎控除額】）× 2.52%	=	54,684円
均等割額	9,200円× 4人	=	36,800円
平等割額	8,400円× 1世帯	=	8,400円
合計	（100円未満切り捨て）99,800円		

【介護分】

所得割額	217万円（250万円-33万円【基礎控除額】）× 1.85%	=	40,145円
均等割額	9,200円× 1人	=	9,200円
平等割額	5,400円× 1世帯	=	5,400円
合計	（100円未満切り捨て）54,700円		

【合計】

医療分	+	支援金分	+	介護分	=	国民健康保険税
252,200円	+	99,800円	+	54,700円	=	406,700円

国民健康保険税

医療分

医療費の支払いなどに使用

加入者全員が対象

支援金分

後期高齢者医療制度を支える財源

↑

介護分

介護保険制度を支える財源

40歳以上65歳未満が対象

「医療分」「支援金分」「介護分」についてそれぞれ次の3つを算出し、合計します。

- ①所得割：前年の所得に応じて算出
- ②均等割：1人あたりの額に、世帯の加入人数に応じて算出
- ③平等割：1世帯ごとに算出

国見町議会定例会で、平成28年度国民健康保険の税率が決定しました。この改正は算定の基礎となる前年分の所得が確定したこと、平成27年度国民健康保険特別会計の収支の見込みがつかうこと及び今後の医療費の動向を勘案したうえで改正したものです。